

令和 8 年 3 月 20 日

関 係 各 位

新 潟 市 水 道 局
総 務 部 技 術 管 理 室 長

配水管布設工事等の積算に関するお知らせ

配水管布設工事等、水道事業実務必携（水道施設整備費に係る歩掛表）を適用する工事について、下記のとおり積算しますので、お知らせします。

記

1 配管工の単価について

配管工の労務単価は、令和 8 年 3 月から適用の「公共工事設計労務単価」における配管工の労務単価に 4%加算した額である 28,496 円で積算します。

2 適用日

令和 8 年 3 月単価を使用した工事から適用します

3 その他

取り扱いが変更となる際は、別途通知します

以上

新潟市水道局 総務部 技術管理室
〒951-8560 新潟市中央区関屋下川原町 1 丁目 3-3
TEL 025-232-7291 (ダイヤルイン)
FAX 025-230-8705
E-mail gijyutsu.ws@city.niigata.lg.jp